

生駒市規則第 18 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める

日を定める規則の一部を改正する規則

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年 9 月生駒市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 6 月 30 日」を「令和 3 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。